

【園芸施設共済 事故低減対策費交付要領】

1. 交付目的

園芸施設に甚大な被害をもたらす豪雪や暴風による損害の発生を未然に防止するための費用について助成する。

2. 交付対象年度

令和7年度

3. 予算額

1,300,000円以内

申請金額が予算額を上回った場合には、予算の範囲内で交付するものとする。

4. 交付対象

園芸施設共済加入者

雪害等防止対策に要した経費の一部を助成する。このときの雪害等防止対策とは、施設内部の補強をいう。

5. 交付基準

組合員が要した施設内部の補強に係る総経費の1/2を交付する。但し、助成額は1棟ごとに20,000円（連棟ハウスは30,000円）を上限とする。

6. 交付申請及び交付時期、交付方法

(1) 交付申請

交付を受けようとする組合員は、令和8年2月末までに次の書類を添付の上、提出しなければならない。

1. 園芸施設共済事故低減対策費（雪害等防止対策） 交付申請書
2. 令和7年3月1日から令和8年2月末までの領収書等雪害等防止対策に係る経費の内訳がわかる写し
3. 雪害等防止資材の設置写真及び施設の位置図

(2) 交付時期

令和7年度内

(3) 交付方法

申請書において指定された口座に振込する。

7. 制定年月日

令和7年4月1日